

地方債制度に関するアンケート調査結果について

「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」開催要綱（抄）

1. 趣 旨

地方財政の健全化については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の全面施行から5年が経過している中、現状について分析を行うとともに、課題について検討する必要がある。また、公共施設等の老朽化対策の必要性が生じるなど、新たな課題が生じていることから、継続的に財政健全化の取組を進められるよう、財政分析手法についても検討する必要がある。

地方債制度については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第123条の規定により、届出制度の開始から3年経過した場合において、地方債の発行に関する国の関与の在り方について見直しを行う必要がある。

このことから、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を開催することとする。

2. 名 称

本研究会は、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 構成員

別紙のとおりとする。

（別紙） 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会 名簿（五十音順、敬称略）

井手 英策（慶應義塾大学経済学部教授）	小室 将雄（有限責任監査法人トーマツパートナー）
稲垣 敦子（東京都財務局主計部公債課長）	齊藤 由里恵（椋山女学園大学現代マネジメント学部准教授）
今井 太志（北海道総合政策部政策局総合教育担当局長）	迫田 昌寛（株式会社みずほ銀行証券部次長）
江夏 あかね（株式会社野村資本市場研究所研究部主任研究員）	関口 智（立教大学経済学部教授）
大塚 成男（千葉大学大学院人文社会科学研究科教授）	南里 明日香（滋賀県総務部財政課長）
小西 砂千夫（関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授）	平野 徹（京都市行財政局財政部財政課担当課長）

4. 運 営（略）

5. 開催期間

平成26年11月から開催する。

6. 庶 務（略）

協議不要対象団体数・届出実施団体数について

- 平成24年度から平成26年度までの間で、協議不要対象団体数は増加している。
- 届出実施団体数については、協議不要対象団体である年度は毎年度実施した団体が214団体、届出を実施した年度と実施していない年度がある団体が174団体、一度も実施していない団体が1,267団体となっている。

1. 協議不要対象団体数の推移

	協議不要対象団体数		
	H24年度	H25年度	H26年度
都道府県	20	32	34
指定都市	14	18	19
市区町村	1,273	1,536	1,582
全団体合計	1,307	1,586	1,635

2. 平成24年度から平成26年度までの届出実施団体数

	平成24年度から平成26年度までの届出実施団体数		
	協議不要対象団体である年度は毎年度実施	届出を実施した年度と実施していない年度がある	一度も実施していない
都道府県	22	0	12
指定都市	9	7	3
市区町村	183	167	1,252
全団体合計	214	174	1,267

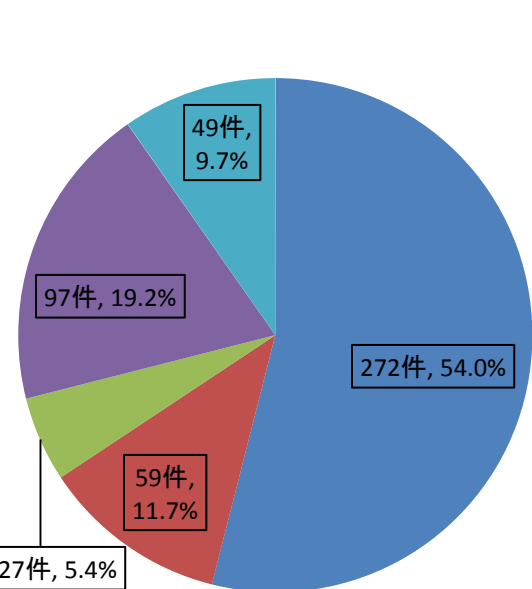
※ 健全化判断比率に関する要件を満たしていても協議不要基準額を超える地方債の協議等を行ったことにより協議不要対象団体とならなかった団体もあった

届出を実施したメリットについて

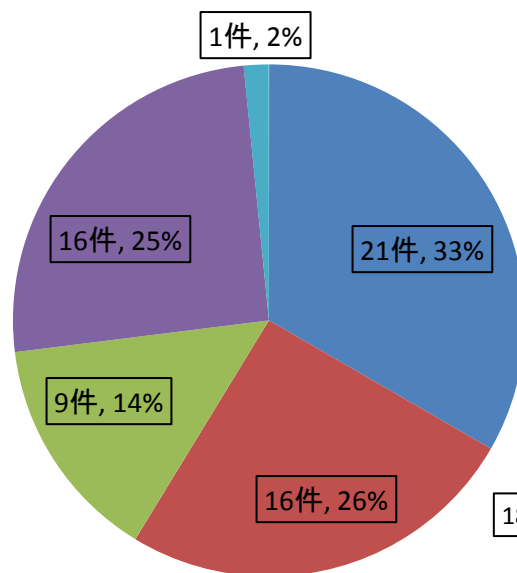
○ 全団体・市区町村では、「事務負担軽減」の回答が5割を超えて最も高く、次いで、「国等との手続時期の柔軟化」の回答の割合が高くなっている。一方、都道府県・指定都市では、全団体と比べると、「新発債の早期発行」「発行時期平準化」の回答の割合が高くなっている。

その他の意見として、「特段メリットを感じなかった」、「事務負担の軽減が想定していたほど大きくなかった」、「貸付金利の優位性」という回答も一定数あったところ。

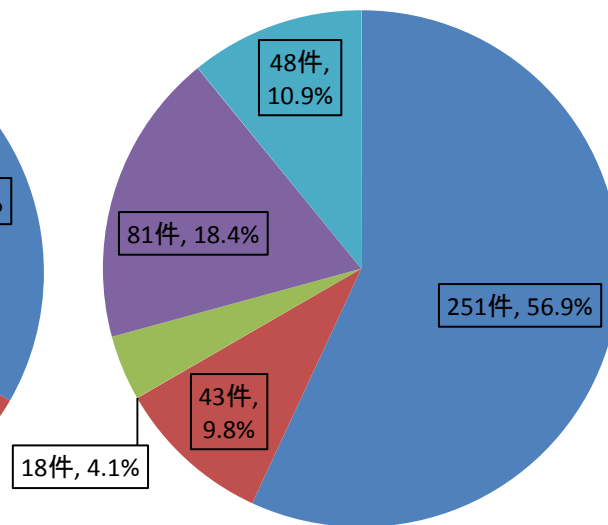
全団体



都道府県・指定都市



市区町村

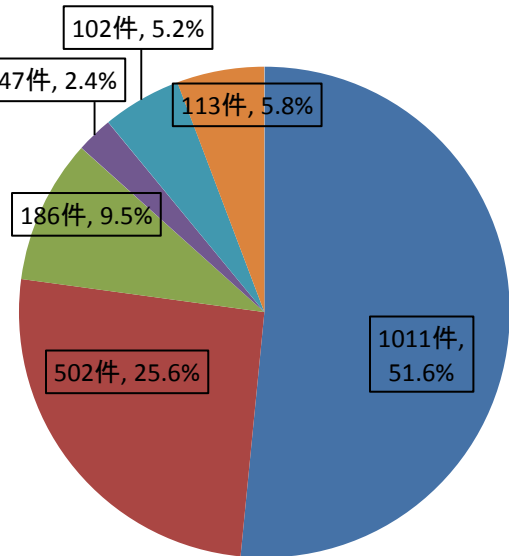


- ①事務負担軽減
- ②新発債早期発行
- ③発行時期平準化
- ④国等との手続時期柔軟化
- ⑤その他

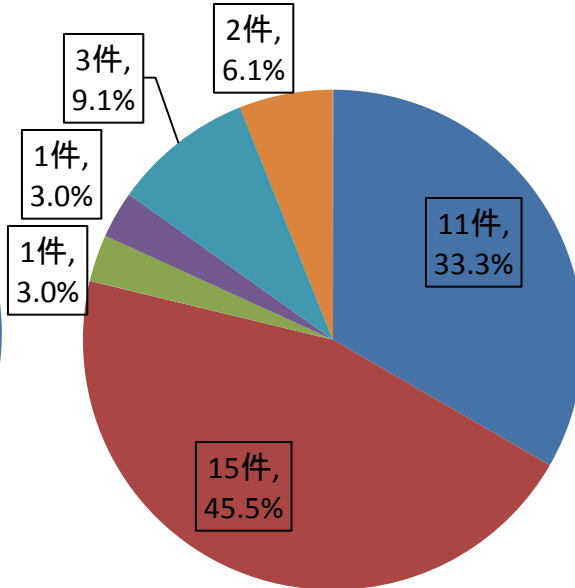
届出を実施しなかった理由

- 全団体・市区町村では、「公的資金の借入れのため協議に一本化した」の回答の割合が約5割と最も高く、次いで、「上半期に地方債発行の需要がなかったため協議に一本化した」の回答の割合が高くなっている。
一方、都道府県・指定都市では、「上半期地方債の発行需要なし」の回答の割合が最も高く、次いで、「公的資金の借入れのため協議に一本化した」の回答の割合が高い。
- その他の意見としては、「届出と協議で事務手続に大差がなかったため」、「同意書が欲しいため」といった回答があった。

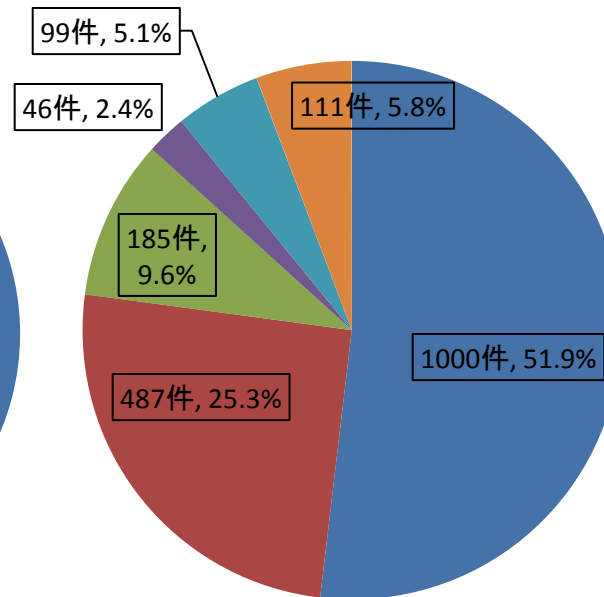
全団体



都道府県・指定都市



市区町村

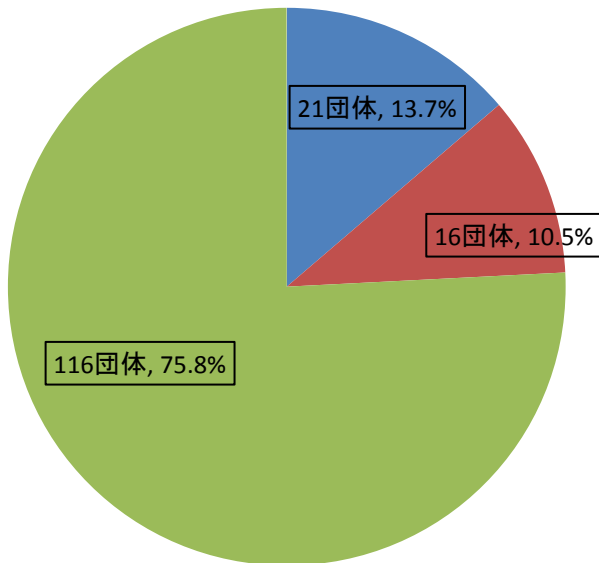


- ①公的資金
- ②上半期地方債発行需要なし
- ③民間等借入なし
- ④協議不要基準額
- ⑤年度による団体区分の変更
- ⑥その他

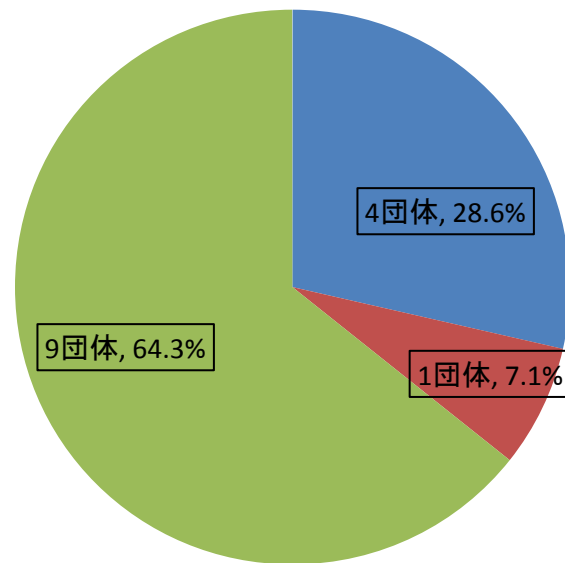
今後の届出意向とその理由

- 全団体で21団体が今後実施予定、16団体が今後実施予定なしと回答。
- 都道府県・指定都市で4団体、市区町村で17団体が今後実施予定と回答。
- 届出実施予定なしと回答した16団体の理由は、「公的資金の借入れのため協議に一本化する予定」、「上半期に地方債発行の需要がなかったため協議に一本化する予定」の回答が多く、「民間等資金の借入れをしていない」、「手続き過程で、適債性の確認等もなされるため協議に一本化する予定」の回答もあった。

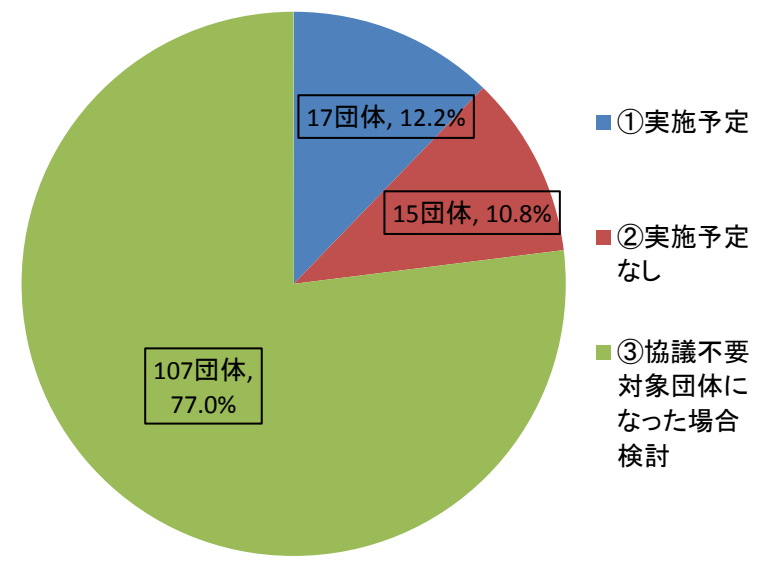
全団体



都道府県・指定都市

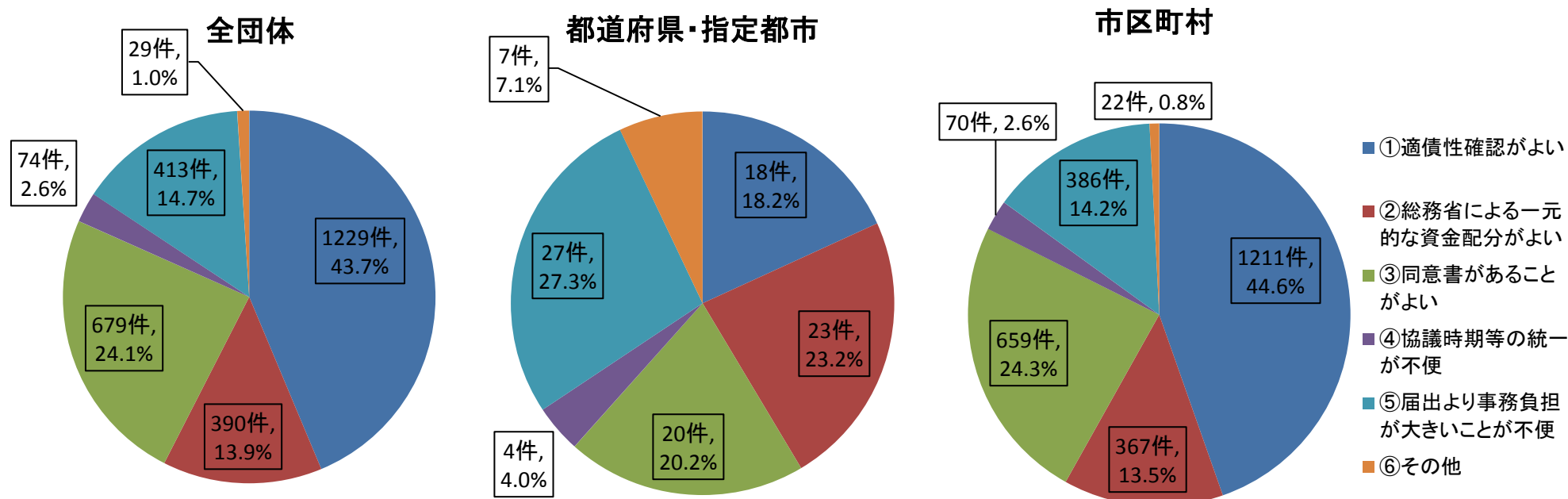


市区町村



協議制度に対する評価

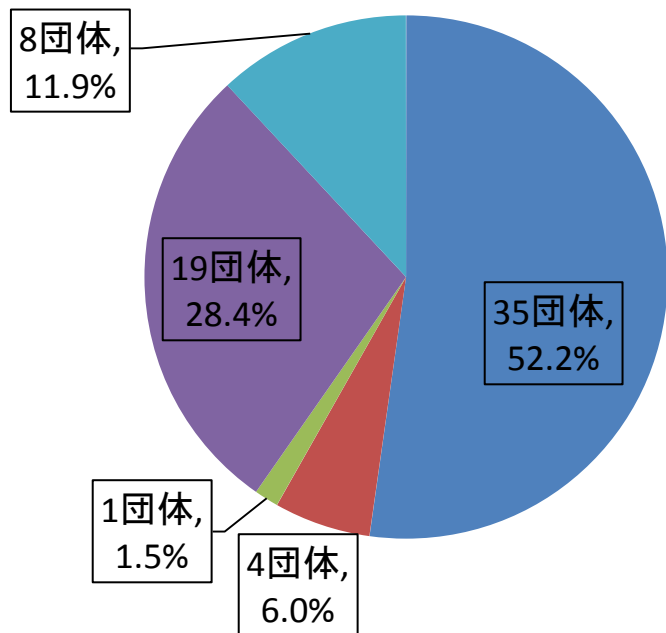
- 全団体・市区町村では、「適債性の確認がよい」の回答の割合が最も高く、次いで、「同意書があることがよい」の回答の割合が高い。
- 都道府県・指定都市では、「届出より事務負担が大きいことが不便」の回答の割合が27.3%と最も高く、次いで、「総務省による一元配分がよい」の回答の割合が高い。その他では、「協議制度が地方債の信用維持・地方財政の健全性の確保に寄与している」という意見があった。
- 協議時期等に対する意見では、①協議回数(随時、地方議会に合わせて年4回、国庫補助の交付決定の内示時期に柔軟に対応できるようにして欲しい、最終協議を必ず実施するようにして欲しい等)と、②協議時期(1次協議、2次協議それぞれ早めて欲しい、遅くして欲しい)について意見があったところ。



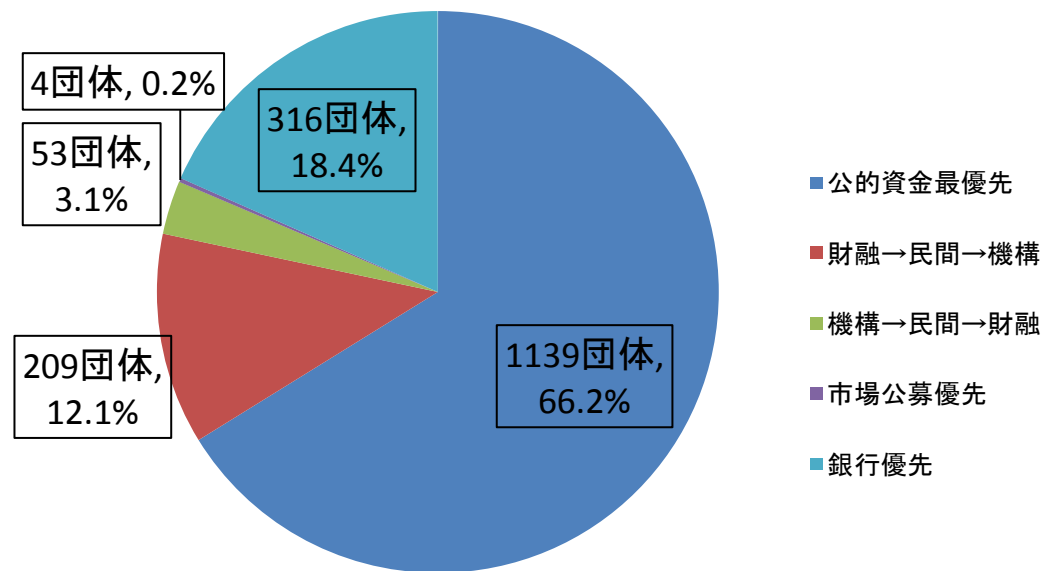
資金の借入順位・最も重視していること

- 都道府県・指定都市では、公的資金最優先(財政融資資金・機構資金を1位・2位としている)の団体が約5割を超えており、これらの団体で最も重視していることは、金利等の借入条件であり、その回答は約8割を占める。また、市場公募優先(市場公募を1位としている)の団体も約3割あり、これらの団体で最も重視していることは、市場からの安定的な資金調達であり、その回答は約8割を占める。
- 市区町村では、公的資金最優先の団体が約6割を超えており、これらの団体においては、金利等の借入条件を最も重視しているという回答が約9割を占める。また、市場公募優先の団体は少なく、銀行優先の団体が約2割を占めており、これら団体においては、金利等の借入条件又は地域の資金循環を促すための地元金融機関からの借入を最も重視しているという回答が多い。

都道府県・指定都市の借入先優先順位

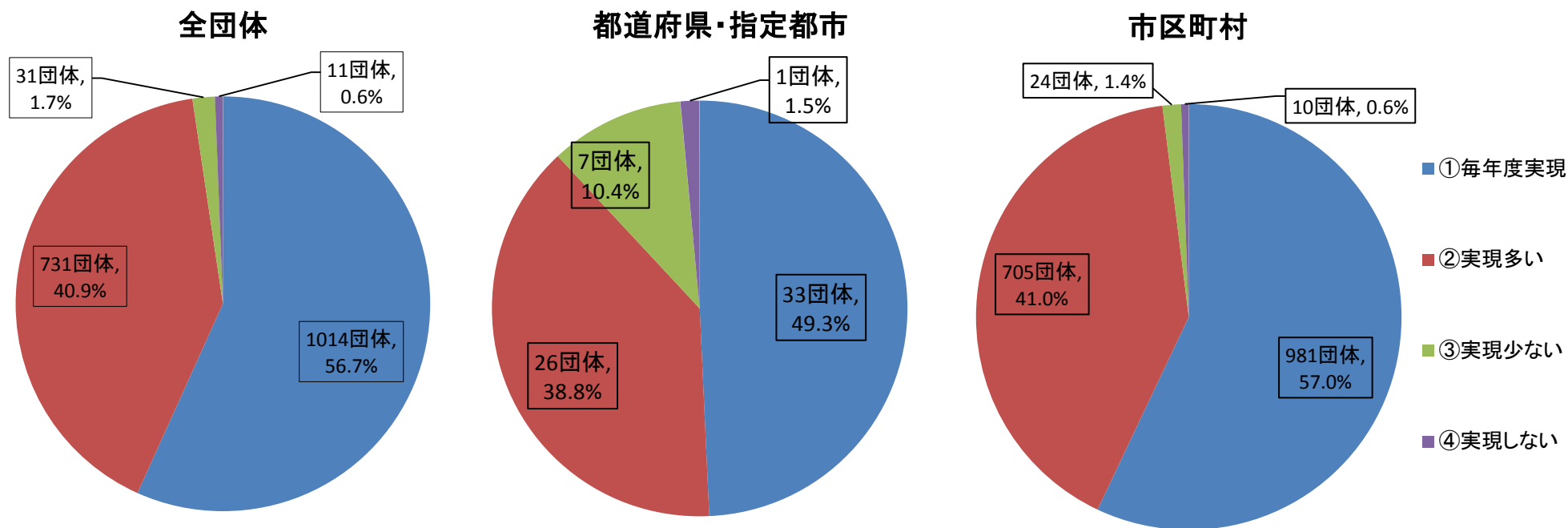


市区町村の借入先優先順位



借入先の優先順位の実現度合い

○ ほとんどの団体において、借入先の優先順位は実現している。



地方債発行に係る手続・地方債資金の調達に係る意見（主なもの）

<協議制度等に係る意見>

- 届出制度の要件のうち、実質公債費比率を16%未満から18%未満までの拡大
- 届出制度の対象に公的資金を加えることの検討
- 国予算等貸付金は、所管省庁のチェックがあるため、健全化判断比率とは関係なく届出の対象とすること
- 4月条件決定分の届出が実質的に不可能であるため、4月条件決定分の4月1日届出などの検討

<資金確保に係る意見>

- 地方公共団体金融機構資金の確保

<借入手続に係る意見>

- 財政融資資金の借入手続等の簡素化（提出書類、財務状況ヒアリング、実地監査、新たな指標による財務分析等）
- 繰越事業に係る財政融資資金の借入期限の5月までの延長

<その他の意見>

- 過疎対策事業債の対象事業や対象団体増に伴う地方債計画の計上額の確保
- 国庫補助の交付決定時期について、起債協議に間に合う時期とすること